

2016年5月16日

株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー
代表取締役社長 藤本 秀雄 殿

東日本NTT関連合同労働組合
東京支部委員長 奥園 和泉

社会保険の適用拡大に伴う60歳超え契約社員の要求書

社会保険の適用拡大に伴い今年10月以降、60歳超え契約社員で週3日勤務の一部の労働者が、例えば巻末の表1のとおり、時間賃金が930円の場合は週休日が月曜と火曜、月曜と水曜、月曜と木曜の週休パターンだけが厚生年金保険料などの社会保険料・月額1万円前後の支払い義務が生じることになる。さらには、「厚生年金44年加入者特例」による基礎年金受給者は、厚生年金保険料の支払い義務が生じると基礎年金が受給できなくなることから年間100万円近い減収となる。

このような状況のを踏まえ、5月9日に厚労省年金局企画法令係に問合せたところ、今年9月の1か月の期間で、週20時間以上、月額賃金8万8千円以上等のとき社会保険料の支払い義務が生じる。今年9月以前に条件を変更して、週20時間未満や月額賃金8万8千円未満であれば社会保険の適用拡大の対象にはならない、との回答があった。よって、以下の通り要求をするので、5月26日までに文書にて誠意ある回答を求めます。

記

1. 社会保険の適用拡大と社会保険料の支払い義務等々について、関係社員に周知・説明を徹底すること。
2. 1週間の所定労働時間が20時間未満、あるいは月額賃金を8万8千円未満等々にし、社会保険料の支払い義務が生じないように現行の週3日勤務者の労働条件を、すみやかに見直すこと。
3. 現行の週3日勤務者については、特別に週4日勤務等への雇用変更や週休パターンの変更を出来るようにすること。

以上

表1: 社会保険料の支払い義務が生じる60歳超えの週3日勤務者

時間賃金など	週休パターン
930円(今年度末で63歳以上)	月・火 月・水 月・木
1000円(非加算地域の今年度末62歳以下)	水・金と木・金の週休者以外
1062円(3級加算地域の今年度末62歳以下)	は、支払い義務が生じる
1級と2級加算地域の今年度末62歳以下	全員が支払い義務が生じる

(注)今年9月の月例賃金でのN関労の試算